

「いなみ健康ポイント」は3月中に 「稲美町共通商品券」への交換申請を！

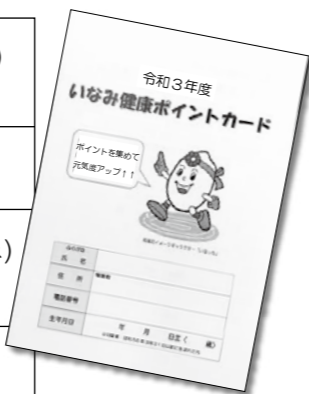
令和3年度中に集めたポイントは4月以降へ繰り越すことができませんので、必ず申請期間内に郵送または窓口で交換申請をお願いします。

●郵送で申請する場合 3月31日(木) 必着

ポイントカードと必要事項を記入した申請用紙を健康福祉課健康推進係宛に郵送してください。申請用紙は町ホームページからダウンロードしていただくか、町内の各福祉会館に備え付けの用紙をご使用ください。

●窓口で申請する場合

ポイント交換 申請期間	3月1日(火)～4日(金) 9:00～16:00	3月7日(月)～31日(木) 平日8:30～17:15
交換申請場所	役場新館1F ロビー 【特設窓口】	役場新館1F 健康福祉課 健康推進係
必要なもの	・いなみ健康ポイントカード ・ポイント券(お持ちの人のみ) ・本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)	
備考	代理人申請は、同一世帯(住所)の人のみ可 ※代理人の本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)が必要です。	



※ポイントの譲渡などの不正があった場合は、ポイントはすべて無効となります。
※取得したポイント数に応じた稲美町共通商品券を後日郵送します。

5～9ポイント＝500円分 20～24ポイント＝2,000円分
10～14ポイント＝1,000円分 25～29ポイント＝2,500円分
15～19ポイント＝1,500円分 30ポイント以上＝3,000円分
※5ポイントに満たないポイントは交換できません。



問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

健康ポイント
対象

健診結果の提供にご協力ください

稲美町国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人のうち、職場(パート先など)や人間ドックなどで、特定健診と同じような健診を受けている人はいませんか？

稲美町が発行している特定健診受診票を使用せずに職場などで受診されると、稲美町には健診結果が届きません。健診結果を基に住民の皆さんの健康づくりに役立てますので、健診結果通知が届きましたら、稲美町へ結果の写しの提供をお願いします。

【健診結果の提供について】

健診結果通知を健康福祉課までお持ちください。写しを取らせていただきます。

問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

加古川健康福祉事務所だより

- ①こころのケア相談
3月14・28日(月) 13:00～14:00
※14日はアルコール関連の相談あり
- ②専門栄養相談
3月16日(水) 9:30～11:30
- ③エイズ・肝炎ウイルス検査相談(匿名・無料実施)
3月2・9日(水) 9:10～10:00

問合せ先 加古川健康福祉事務所 電話予約制

- ①は地域保健課 ☎422-0003
- ②・③は健康管理課 ☎422-0002

高齢者優待利用券(バス・タクシー券)及び はり・きゅう・マッサージ利用券の申請受付を開始します

各種利用券の申請受付の混雑を避けるため、**3月22日(火)**から受付を開始します。希望する人は申請してください。窓口は午後が比較的空いています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、混雑緩和にご協力をお願いします。

高齢者優待利用券(バス・タクシー券) ※郵送または窓口で受付

65歳以上75歳未満の人で、有効期限が令和4年3月31日までのバス・タクシー券をお持ちの人には、3月上旬に申請書をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、返送または健康福祉課窓口にて持参してください。4月1日から利用可能な「バス・タクシー券」を3月下旬に交付します。なお、令和3年度の住民税課税世帯の人には交付できませんのでご了承ください。

また、新たにバス・タクシー券の利用を希望される人は申請してください。

【対象】 稲美町に住所のある65歳以上75歳未満の人で次の両方にあてはまる人

- ①令和3年度の住民税非課税世帯の人(同じ世帯の人全員が非課税)
- ②居宅において、外出時にバス・タクシーの利用を必要とする人

【申請に必要なもの】 ・本人確認できる書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)

・印かん(本人が署名できる場合は不要)
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は申請者の自宅に郵送します。

【利用券の種類】 申請する月によってお渡しする冊(枚)数が異なります。

- バス・・・1か月につき1冊(1,320円相当)の回数乗車券(神姫バスに限り)
- タクシー・・・1か月につき660円×4枚(利用は町と契約しているタクシー会社に限り)

※有効期限が令和4年7月31日のバス・タクシー券をすでにお持ちの75歳以上の人は、重複して交付できません。8月から受付を開始します。詳しくは「広報いなみ8月号」でご案内します。

はり・きゅう・マッサージ利用券 ※窓口で受付

65歳以上の高齢者に対して、令和4年4月1日から利用可能な「はり・きゅう・マッサージ券」を申請により交付します。

【対象】 稲美町に住所のある65歳以上の人

【申請に必要なもの】 ・本人確認書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)

・印かん(本人が署名できる場合は不要)
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は申請者のご自宅に郵送します。

申請・問合せ先 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

救急医療の問合せ先など	東はりま夜間休日応急診療センター ☎431-8051(年中無休)	診療時間 休日 日曜日、祝日、年末年始 9:00～18:00(受付は17:40まで) 夜間 内科 21:00～翌朝6:00(受付は5:40まで) 小児科 21:00～24:00(受付は23:40まで)
	加古川歯科保健センター ☎431-6060	診療日 日曜日・祝日・年末年始 診療時間 9:00～12:00(受付は11:30まで) 13:00～17:00(受付は16:00まで)
	東播磨圏域小児救急医療電話相談 ☎078-937-4199	子どもの急な病気やけがなどの相談に看護師などが応じます。 相談時間 20:30～23:30(年中無休)
	兵庫県子ども医療電話相談 ☎078-304-8899 (プッシュ回線 #8000)	相談時間 平日、土曜日 18:00～翌朝8:00 日曜日、祝日、年末年始 8:00～翌朝8:00